

委 託 契 約 書

収 入

印 紙

京都府を甲とし、〇〇〇〇〇〇を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等

京都府検算用積算システムの調達及び保守業務

(2) 委託料 〇〇〇〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)

ただし、各会計年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

令和8年度 〇〇〇〇〇〇 円

令和9年度 〇〇〇〇〇〇 円

令和10年度 〇〇〇〇〇〇 円

(3) 委託期間 令和8年〇〇月〇〇日から
令和11年3月31日まで

(4) 契約保証金 〇〇〇〇〇〇 円

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年3.0パーセント

(契約保証金)

第1条の2 甲は、前条第4号の契約保証金を第8条第1項の遅延賠償金及び第11条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、第5条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(業務の処理の方法)

第2条 乙は、別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(予算削減に係る契約の解除等)

第4条の2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(業務完了報告及び検査)

第5条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応

じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第8条 乙は、第1条第3号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第6条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（談合等による解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第13条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第14条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第15条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第17条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条の2 乙は、委託業務における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) 個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
- (3) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (4) この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (11) この契約による個人情報の取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期的に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
- (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (13) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年〇〇月〇〇日

甲 京都府

知 事 西 脇 隆 俊



乙 住 所

○○○○○○○○

氏 名

○○○○○○

印

京都府検算用積算システムの調達及び保守業務に係る仕様書

1 調達及び保守に関する事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、京都府（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）との検算用積算システムの調達及び保守に関する仕様について定めるものである。

(2) 目的

京都府土木工事設計積算システムで作成する閲覧設計書の歩掛・単価及び金額等と予定価格の照査を行うことを主たる目的とする。

(3) 検算用積算システムのライセンス期間

ライセンス 期間：令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(4) 調達数量及び納品場所

検算用積算システムの数量(ライセンス数をいう。)及び納品場所は別表 1 のとおりとする。

2 検算用積算システムに関する事項

(1) 積算機能の範囲

検算用積算システムは工事費の算出に必要な単価決定機能、歩掛等決定機能及び諸経費等の算出機能を備えるものとする。

(2) 検算用積算システムの規格

検算用積算システムは以下の規格を満たすものとする。

ア 全般事項

- 1 PDF の閲覧設計書を読み込めること。またそのデータで予定価格が算出できること。
- 2 セキュリティのためログインには ID (メールアドレス等)とパスワードを必須とする機能を有すること。
- 3 機密性、完全性、可用性の各々を確保するために必要と考えられる十分な機能を有するものとする。
(データの盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等)
- 4 Microsoft Windows (64Bit)以上がインストールされたパソコンで遅延なく動作すること。
- 5 契約期間中に検算用積算システム(同一システム)のバージョンアップがあった場合、契約期間中は新バージョンのインストールがインターネット経由で行えるものとし、関係する資料の供与のうえ、継続的に積算ソフトウェア(既存データを含む)を正常かつ円滑に運用できる環境を整えることとする。
- 6 作成された設計書データをエクセル形式に出力ができる機能を有すること。
- 7 クラウド上に共有フォルダを有し、積算データを共有できること。

イ 積算・機能に関する特記事項

- 1 材料単価、労務単価、歩掛等は適用年月を設計書毎に設定可能であること。
- 2 検算用積算システムに搭載する歩掛等のデータ及びその更新頻度は別表 2 のとおりとする。

- 3 「一般社団法人経済調査会」が発行する「積算資料」及び「一般財団法人建設物価調査会」が発行する「建設物価」の月刊・季刊・WEBに掲載されている以下の内容に関する最新の単価データがシステムで利用できること。

＜一般財団法人 建設物価調査会＞

建設物価-土木資材編、電気設備編、機械設備編（年 12 回）

土木コスト情報-土木コスト情報編、土木工事標準単価編（年 4 回）

＜一般財団法人 経済調査会＞

積算資料-共通資材編、土木資材編、電気設備編、機械設備編、別冊編（年 12 回）

土木施工単価-土木施工単価編（年 4 回）

なお、使用する単価データ使用料は本契約に含むものとし、受注者でデータ取得するものとし、契約時及び年度毎に両調査会が発行するデータ利用承諾書の写しを提出するものとする。

- 4 施工パッケージ型積算方式に対応しており、標準単価、構成比率及び補正式を用いて積算単価を作成できること。
- 5 任意に単価金額を設定できること。また、修正した場合、当該設計書内で使用している同一の単価金額のすべてを自動的に置き換えられること。
- 6 設計書毎に労務単価の標準・夜間・深夜金額を自動で切り替えできること。労務単価補正されている場合は、システム上で判別できること。
- 7 京都府建設交通部で運用している週休 2 日制工事・ICT 活用工事に対応していること。
- 8 歩掛の適用範囲及び歩掛条件をシステム画面上で表示させる機能を設けること。
- 9 諸経費の対象額に含む、含まない項目を任意に設定できること。
- 10 直接工事費に係る各種端数処理の変更ができ、設定として保存ができること。
- 11 1 つの設計書内で複数の間接費の計算ができること(機器単体費など)。
- 12 直接工事費及び諸経費の算出過程が出力できること。
- 13 最新単価の提供は HP 公開後の毎月 10 営業日程度で単価提供が行えること。
- 14 設計書の中に存在する材料、製品および損料や労務費等の総数量の集計がとれること。
- 15 歩掛条件での違算を防止するために使用者が追記できるメモ機能が搭載されていること。

ウ 導入設置・操作指導

初回導入設置と操作指導の 2 回訪問を実施。

エ サポート

検算用積算システムのサポートのため、平日 9 時から 17 時の間は電話対応及びメール対応を行うこと。

3 その他留意事項

(1)業務にあたっての注意事項

- ア 本仕様書に付随する業務にもとづく作業において、発注者からの要求があれば迅速に対応するとともに、適切な報告を行うこと。
- イ 本仕様書に定めのない事項、業務を遂行するうえで新たに発生した事項及び疑義については、双方協議のうえ実施するものとする。

検算用積算システムの納品先及び数量

	納品場所	住所	ライセンス数
1	京都土木事務所	京都市左京区賀茂今井町10-4	1
2	乙訓土木事務所	向日市上植野町馬立8	1
3	山城北土木事務所	京田辺市田辺明田1	1
4	山城南土木事務所	木津川市木津上戸18-1	1
5	南丹土木事務所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	1
6	中丹東土木事務所	綾部市川糸町丁畠10-2	1
7	中丹西土木事務所	福知山市篠尾新町1丁目91	1
8	丹後土木事務所	宮津市字吉原2586-2	1
9	港湾局	舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階	1
10	流域下水道事務所	長岡京市勝竜寺樋ノ口1	1
11	京都府庁指導検査課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	1

別表 1

検算用積算システムに搭載する歩掛等

	積算基準名	出版元	更新回数
1	京都府土木工事標準積算参考資料(業務委託は除く)	京都府	1回/年
2	京都府公園緑地工事標準積算基準書	京都府	1回/年
3	京都府土木工事単価資料	京都府	12回/年
4	国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編／河川・道路編／電気通信編）	一般財団法人建設物価調査会	1回/年
5	国土交通省機械設備工事積算基準	一般財団法人建設物価調査会	1回/年
6	橋梁架設工事の積算	一般財団法人日本建設機械施工協会	1回/年
7	港湾請負工事積算基準	国土交通省港湾局	1回/年
8	船舶および機械器具等の損料算定基準	国土交通省港湾局 航空局	1回/年
9	下水道用設計標準歩掛表（第1巻／第2巻）	公益社団法人日本下水道協会	1回/年
10	水道施設整備費に係る歩掛表	国土交通省水管理・国土保全局 水道事業課	1回/年
11	建設機械等損料表	一般財団法人日本建設機械施工協会	1回/年

別表 2